

新上五島町消防署  
消防署長

殿

申請者住所  
氏 名

印

## 消防用設備等の設置計画書

このたび新築（増築・改築）する下記建築物には、消防法第17条の規定及び新上五島町火災予防条例第29条の2の規定により、次の消防用設備等を設置します。  
なお当初の設計に変更を生じた場合は速やかに指示を受け基準に適合した設備といたします。

## 記

1. 建築物の所在地
2. 建築物の名称
3. 建築物の用途
4. 消防用設備（該当設備番号に○印を付し押印すること）

1	消 火 器	ⓐ	9	非 常 放 送 設 備	ⓐ
2	屋 内 消 火 栓 設 備	ⓐ	10	避 難 器 具	ⓐ
3	スプリンクラー設備	ⓐ	11	誘 導 灯	ⓐ
4	特殊固定消火設備（ ）	ⓐ	12	消 防 用 水	ⓐ
5	自 動 火 災 報 知 設 備	ⓐ	13	連 結 散 水 設 備	ⓐ
6	漏 電 火 災 警 報 設 備	ⓐ	14	連 結 送 水 管	ⓐ
7	消防機関へ通報する火災報知設備	ⓐ	15	カーテン等の防火処理	ⓐ
8	非常ベル・自動式サイレン	ⓐ	16	住宅用火災警報器（寝室・階段）	ⓐ

住宅用火災警報器は平成18年6月1日から義務付け